

瀬戸市議会告示第1号

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

瀬戸市議会議長 水野良一

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する保険者番号及び同条第 1 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する保険者番号及び同条第 1 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律

第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれ

がある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律

第 8 6 号) 第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。) を送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第 7 条 条例第 1 6 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 8 条 議長は、個人情報ファイル (条例第 1 7 条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第 4 項において同じ。) を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿 (第 1 号様式) を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第 1 7 条第 2 項第 1 号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事

務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第

1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第9条 条例第18条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第18条第1項第6号に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する課の名称
- (2) 個人情報取扱事務の法的根拠
- (3) 個人情報の収集先
- (4) 個人情報の記録形態
- (5) 目的外利用・外部提供・外部委託の有無

3 第1項の個人情報取扱事務届出書には、前項の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(第3号様式)を添付するものとする。

4 条例第18条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務(廃止・変更)届出書(第4号様式)により行うものとする。

(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第5号様式)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、

訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない

い。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第17条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定等通知書)

第13条 条例第25条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定

通知書（第 6 号様式）とする。

2 条例第 25 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第 7 号様式）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第 14 条 条例第 26 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第 8 号様式）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第 15 条 条例第 27 条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第 9 号様式）とする。

（第三者意見照会書等）

第 16 条 条例第 28 条第 1 項の規定による機会の付与は、保有個人情報の開示に関する第三者意見照会書（条例第 28 条第 1 項適用）（第 10 号様式）により行うものとする。

2 条例第 28 条第 2 項の規定による機会の付与は、保有個人情報の開示に関する第三者意見照会書（条例第 28 条第 2 項適用）（第 11 号様式）により行うものとする。

3 条例第 28 条第 1 項又は第 2 項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第 12 号様式）とする。

4 議長は、条例第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第 28 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（第13号様式）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当

該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他
正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に
出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示
の実施方法等申出書(第14号様式)により行うものとする。

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請
求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定
による申出は、することを要しない。

(費用の負担)

第19条 条例第31条第2項に規定する写しの作成に要する費用負担の
額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、議長が特に認めるときは、この
限りでない。

(訂正請求書)

第20条 条例第33条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求
書(第15号様式)とする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第35条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定
通知書(第16号様式)とする。

2 条例第35条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知
書(第17号様式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第36条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定
等期限延長通知書(第18号様式)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第37条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第19号様式)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第38条に規定する書面は、保有個人情報訂正内容通知書(第20号様式)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第40条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第42条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第22号様式)とする。

2 条例第42条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第23号様式)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第43条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第24号様式)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第44条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第25号様式)とする。

(諮問書)

第29条 条例第46条第1項の規定による開示決定等に係る諮問は、諮問書(開示決定等)(第26号様式)により行うものとする。

第30条 条例第46条第1項の規定による訂正決定等に係る諮問は、諮問書(訂正決定等)(第27号様式)により行うものとする。

第 3 1 条 条例第 4 6 条第 1 項の規定による利用停止決定等に係る諮問は、
諮問書（利用停止決定等）（第 2 8 号様式）により行うものとする。

第 3 2 条 条例第 4 6 条第 1 項の規定による開示請求、訂正請求又は利用
停止請求に係る不作為に係る諮問は、諮問書（開示請求・訂正請求・利
用停止請求に係る不作為）（第 2 9 号様式）により行うものとする。
（諮問をした旨の通知書）

第 3 3 条 条例第 4 6 条第 2 項の規定による通知は、審査会諮問通知書
（第 3 0 号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについ
ての第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるの
は、「瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年瀬
戸市議会告示第 1 号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第19条関係）

区分	費用負担の額	
写しの作成に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合	日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円
		日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円
		日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき150円
		日本産業規格A列0番の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき200円
	カラー複写機により写しを作成する場合	A3判以内の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき50円
		A2判の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円
		A1判の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき150円
その他の場合	当該写しの作成に要する額	
写しの送付に要する費用	当該送付に要する額	

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写した場合は、2枚として計算する。
- 2 その他の場合とは、写しの発行を業務委託するとき等の通常の乾式複写機又はカラー複写機では写しを作成できない場合をいう。

第1号様式（第8条関係）

個人情報ファイル簿			
管 理 番 号			
個人情報ファイルの名称			
部 署			
個人情報ファイルの利用 目 的			
記 録 項 目			
記 録 範 囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報（・条例 要配慮個人情報）が含ま れるときは、その旨			
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地			
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特 別 の 手 続 等			
個人情報ファイルの種別			
規程第8条第9項に該当 す る フ ァ イ ル			
備 考			
保 有 開 始 日			
廃 止 日			
最 終 更 新 日			

第3号様式（第9条第3項関係）

個人情報取扱事務登録簿			
管 理 番 号			
事 務 の 名 称			
部 署			
実 施 機 関			
事 務 の 目 的 及 び 法 的 根 拠			
対 象 者 の 範 囲			
個 人 情 報 の 記 録 項 目			
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無			
個 人 情 報 収 集 先			
記 録 形 態			
目 的 外 利 用、外 部 提 供、外 部 委 託 の 有 無			

第4号様式（第9条第4項関係）

個人情報取扱事務（廃止・変更）届出書

年 月 日

（宛先）瀬戸市議会議長

担 当 課	
-------	--

次のとおり個人情報取扱事務を（廃止・変更）したいので届け出ます。

届 出 区 分	1 廃止 2 変更	
事 務 の 名 称 （ 管 理 番 号 ）		
廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日	
廃止・変更の理由		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		

変更の場合は、変更後の個人情報取扱事務登録簿を添付すること。

第5号様式（第10条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市議会議長

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

第6号様式（第13条第1項関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

(開示請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第25条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

[Empty box for disclosure details]

2 不開示とした部分とその理由

[Empty box for non-disclosure reasons]

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

1 当日は、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

(説明)

開示の実施の方法等については、「保有個人情報開示決定通知書（以下「通知書」といいます。）」を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。なお、通知書を受けて、「保有個人情報開示請求書（以下「請求書」といいます。）」で希望した開示の実施方法及び開示希望日（事務所における開示の実施を希望する場合のみ該当します。以下同じです。）に変更の希望がない場合は、申出を行う必要はありません（※通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時」において、請求書で希望した開示希望日が提示されなかった場合は、必ず申出を行ってください。）。この場合は、必ず通知書の「本件連絡先」に記載した担当まで変更がない旨をご連絡ください。

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、通知書の「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3営業日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについては、通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、納付書を送付いたしますので、お手元に届きました納付書にてお支払いをお願いします。納付の確認ができ次第、文書を送付いたします。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、通知書の「本件連絡先」に記載した担当までお問合せください。

第7号様式（第13条第2項関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第25条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第26条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第9号様式（第15条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第27条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

第10号様式（第16条第1項関係）

保有個人情報の開示に関する第三者意見照会書（条例第28条第1項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

瀬戸市議会議長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、下記のとおり瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

第 1 1 号様式（第 1 6 条第 2 項関係）

保有個人情報の開示に関する第三者意見照会書（条例第 2 8 条第 2 項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

瀬戸市議会議長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、下記のとおり瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年瀬戸市条例第 2 4 号）第 1 9 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 8 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第 2 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課 名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第12号様式（第16条第3項関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市議会議長

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第13号様式（第16条第7項関係）

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

瀬戸市議会議長



(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第28条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第14号様式（第18条第1項関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市議会議長

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第29条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

※ 「保有個人情報開示請求書」にて申し出た開示の実施方法等に変更が無い場合は、申し出る必要はありません。

第15号様式（第20条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市議会議長

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第16号様式（第21条第1項関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第35条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

(行政不服審査法に基づく教示)
(行政事件訴訟法に基づく教示)

第17号様式（第21条第2項関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第18号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第36条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第19号様式（第23条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第37条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第20号様式（第24条関係）

保有個人情報訂正内容通知書

第 号
年 月 日

(他の実施機関)

瀬戸市議会議長



(他の実施機関) に提供している下記の保有個人情報については、下記のとおり瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第35条第1項の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

第21号様式（第25条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市議会議長

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（ ）
 ※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）
 ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者
 (ふりがな)
 イ 本人の氏名 _____
 ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

第 2 2 号様式（第 2 6 条第 1 項関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第42条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(行政不服審査法に基づく教示)
(行政事件訴訟法に基づく教示)

第 2 3 号様式（第 2 6 条第 2 項関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の
個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第42条第2項の規定により、
利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止をしないこと とした理由	

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

第 2 4 号様式（第 2 7 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第43条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記


利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 2 5 号様式（第 2 8 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

瀬戸市議会議長 

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、瀬戸市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第44条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第26号様式（第29条関係）

諮 問 書
（開示決定等）

第 号
年 月 日

（宛先）瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

瀬戸市議会議長



瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第25条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報開示決定通知書 (写し) 又は保有個人情報不 開示決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メー ルアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項各号、第24条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項又は第27条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 2 7 号様式（第 3 0 条関係）

諮 問 書
（訂正決定等）

第 号
年 月 日

（宛先） 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

瀬戸市議会議長



瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第35条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、文書番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報訂正決定通知書 (写し) 又は保有個人情報不 訂正決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メー ルアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第2項又は第37条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第28号様式（第31条関係）

諮問書
(利用停止決定等)

第 号
年 月 日

(宛先) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

瀬戸市議会議長



瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第42条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決 定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、文書番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報利用停止決定通知書 (写し) 又は保有個人情報 不利用停止決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メー ルアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第2項又は第44条の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 2 9 号様式（第 3 2 条関係）

諮 問 書

（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）

第 号
年 月 日

（宛先） 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会

瀬戸市議会議長



瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）〔第19条の規定による開示請求・第32条の規定による訂正請求・第39条の規定による利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 [開示請求・訂正請求・利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る [開示請求・訂正請求・利用停止請求]	(1) [開示請求・訂正請求・利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) [開示請求・訂正請求・利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報 [開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 審査庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「[開示請求・訂正請求・利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例 [第26条第2項・第36条第2項・第43条第2項]の規定による期間の延長を行った場合には [開示決定等・訂

正決定等・利用停止決定等]の期限を、[同条例第27条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等・同条例第37条の規定が適用された場合には訂正決定等・同条例第44条の規定が適用された場合には利用停止決定等]をする期限を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間が経過していないと考える理由について、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例第27条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

(注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項又は第27条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 3 0 号様式（第 3 3 条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

（審査請求人等）様

瀬戸市議会議長



年 月 日付けの瀬戸市議会に対する審査請求について、下記のとおり瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）第46条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る[開示 決定等・訂正決定等・ 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・文書番号	年 月 日・ 第 号

（注1） 「審査請求に係る[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]」の欄については、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の日付・文書番号、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]をした者、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注2） 「諮問日・文書番号」の欄は、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。